

# 違反対象物の公表制度

利用者の安全・安心のため 平成30年4月1日から  
重大な消防法令違反のある 防火対象物の名称・住所・違反内容をホームページに公表します。

## 公表制度とは？

消防の立入検査によって重大な消防法令違反のある防火対象物を確認した場合、これらの情報をホームページ上に公表し、利用者自らがその防火対象物の利用について判断することができる制度です。

## 公表の対象となる建物

公表の対象となる防火対象物は、不特定の方が利用される飲食店、物品販売店、ホテルや、ひとりで避難することが困難な方が利用される病院、福祉施設などです。

## 公表の対象となる違反

自動火災報知設備、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備のいずれかが設置義務があるにもかかわらず、その設備が全く設置されていない場合に公表の対象となります。



## 建物を所有・管理されている皆さまへ

建物を所有・管理されている方は、建物の用途変更、増改築、建物同士を接続させる工事などを行うときは、必ず消防本部予防課までご相談ください。これらの変更や工事を行うことによって、自動火災報知設備、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備が必要となる場合がありますので、注意してください。

高梁市消防本部 予防課 査察指導係  
0866-21-0121